



個人事業にも承継税制を

●税制改正までの流れ

小規模事業者は平成8年には350万人いらっしゃいましたが、10年経つと廃業が192万人、新設が120万人で、75万人純減してしまいました。そこで、地域活性化のためには、中小企業はもちろん、地場産業を支えている個人事業者を元気にしなければならないと、与党自由民主党の「小規模企業税制確立議員連盟」の一員として、毎年個人事業主の皆様方からの要望を聞き、その実現に向けて努力をさせて頂いております。

税制改正の政策決定過程は次のようなものです。まず秋頃までに各種団体から自民党が要望を聞き、「電話帳」と呼ばれる要望集に取りまとめられます。11月下旬に自民党税制調査会が開催され、議論が始まります。財務省が同席して、各種税制要望項目の一つ一つについて、私たち国会議員の議論を踏まえて、○(承認)、△(検討して後日報告)、×(見送り)という格付けが税制調査会の中でなされていきます。×→△に、△→○にしていくのが、まさに日本型民主主義のダイナミズムです。そして、12月中旬に最終決定がなされます。以上のような経過によって、「青色事業専従者給与」や「青色申告特別控除」などの各種税制が実現したのでした。

●事業主報酬制度、個人企業事業承継税制創設へ

昨年末の税制改正時において、議論しましたが、残念ながら実現しませんでした。そこで、「小規模企業税制議員連盟」では秋からの議論では遅いということで、今年の3月から議論を始めました。第1回は3月5日(水)自民党本部において、今後の税制改正運動の取組みについて、青色申告会の代表者から要望を聞き、意見交換を始めました。第2回は3月19日(水)中小企業庁ならびに独立行政法人中小企業基盤整備機構からのヒアリングを行いました。第3回は3月26日(水)、厚生労働省ならびに独立行政法人勤労者退職金共済機構からのヒアリングを実施しました。第4回は4月10日(木)、第5回は5月21日(水)ともに、中小企業庁から、第6回5月28日(水)財務省からのヒアリングをしました。

各省庁と関係団体(商工会議所、商工会連合会、中小企業団体連合会、青色申告会等)からのヒアリングを終え、そして第7回目6月13日(金)には、要望書を取りまとめ、自民党役員及び財務・経済産業・厚生労働各大臣へ働きかけをいたしました。

今まで会合に参加してみて、各省庁のハードルはまだまだ高いと感じています。534万人を超える青色申告者にとって、事業承継は死活問題です。解決策の一つである①勤労性を認めた事業主報酬制度、②個人企業の事業承継税制の創設(自助努力による後継者の小規模企業共済制度への加入、青色事業専従者のみでの中小企業退職金共済制度への加入)等を認めて頂くべく、皆様方の要望をしっかりと受け止め、引き続き努力してまいります。

衆議院議員 赤池まさあき(山梨1区)

山梨1区事務所 〒400-0855 甲府市中小河原1-12-15 TEL055-244-1150 FAX244-1151

議員会館事務所 〒100-8981 千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館733号

TEL03-3508-7343 FAX3508-3733 <http://www.akaike.com> ma@akaike.com